改正後

高知県認定こども園条例施行規則(抜粋)

本則

(市町村長への涌知)

第5条 略

2 前項の規定による市町村の長に対する通知においては、第3条第1項の申請書の提出に係るものにあっては期日を定めて当該申請について教育委員会に意見書を提出することができる旨を、前条の申請書の提出に係るものにあっては期日を定めて当該市町村における児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第4項に規定する保育の実施に対する需要の状況について教育委員会に意見書を提出することができる旨を併せて通知するものとする。

改正前

高知県認定こども園条例施行規則(抜粋)

本則

(市町村長への通知)

第5条 略

2 前項の規定による市町村の長に対する通知においては、第3条第1項の申請書の提出に係るものにあっては期日を定めて当該申請について教育委員会に意見書を提出することができる旨を、前条の申請書の提出に係るものにあっては期日を定めて当該市町村における児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第2項に規定する保育の実施に対する需要の状況について教育委員会に意見書を提出することができる旨を併せて通知するものとする。